

広島県告示第八百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十五年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療社団法人生康会 谷本医院	呉市吉浦宮花町七番一―号	平成二五年一〇月一日
門田医院	呉市吉浦東本町一丁目一―番六号	平成二五年一〇月七日
White Dent al Clinic	三原市皆実二丁目二番四号	平成二五年一月一日
松本歯科医院	三原市東町二丁目三番三号	平成二五年一〇月一日
海田歯科医院	三原市港町一丁目二番一四号	平成二五年一〇月六日
コスモス薬局 向島店	尾道市向島町五四三七番地一	平成二五年一月一日